<u>当社からヤフー株式会社、プラス株式会社に対する</u> 「株主総会に係る質問書」、および両社からの回答について

当社は、7月28日付でヤフ一株式会社、プラス株式会社に対し「株主総会に係る質問書」 (別紙①)を交付し、昨日付でプラス株式会社より(別紙②)、本日付でヤフ一株式会社より(別紙③)回答を得ましたので、お知らせいたします。

【別紙】

別紙① 7月28日付 アスクル株式会社「株主総会に係る質問書」

別紙② 7月29日付 プラス株式会社 回答

別紙③ 7月30日付 ヤフー株式会社「回答書」

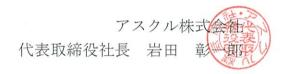
以上

2019年7月28日

株主総会に係る質問書

ヤフー株式会社 代表取締役社長 川邊 健太郎 様

プラス株式会社 代表取締役社長 今泉 公二 様



前略

当社独立役員会より 2019 年 7 月 28 日付にて、要旨、以下の声明が表明されました。

- ① 会社法及びコーポレートガバナンス・コードは、親子上場における利益相 反関係を適切に監督する役割と責務を独立社外取締役に期待しているが、 支配株主がかかる法令の趣旨を全く考慮せず、資本の論理を振りかざして 支配株主の意に沿った経営体制を取るべく進めようとしてくるようであれ ば、上場子会社におけるガバナンスは全く機能せず、独立社外取締役によ る支配株主との利益相反に対する監督などおよそできないことになる。
- ② ヤフー株式会社による岩田社長及び独立社外取締役の再任拒否という議決権行使がそのまま受け入れられると、本年定時株主総会後の当社は、東京証券取引所の求める独立性を満たした社外取締役がいないという異常な状況となる。この一事をとっても、ヤフー株式会社は上場子会社における独立社外取締役の存在意義を全く認めていないものと言わざるを得ない。
- ③ 独立役員会としては、今回表明されたヤフー株式会社の議決権行使が、コーポレートガバナンス・コードの求める独立社外取締役の役割・責務を真っ向から否定し、上場子会社のガバナンスを蹂躙しているものであると深い憂慮を禁じ得ない。

かかる意見表明も踏まえ、当社と致しましては、万が一にも貴社らによる議決権行使によって、2019年8月2日開催予定の当社第56回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)以後、当社に独立社外取締役が存しない状況が生じると

すれば、当社のガバナンス上、重大な懸念が生じるものと憂慮しております。一方、貴社らが、本株主総会当日の修正動議等の方法により、独立社外取締役を推薦するお考えがあるとのことであれば、貴社ら以外の当社株主の利益保護の見地から、本株主総会に先立ち、可及的速やかに当該候補者に係る情報が公表され、貴社ら以外の当社株主にも賛否の議決権行使に当たっての検討期間が与えられるべきものと思料しております。

つきましては、貴社に対し、改めて下記の事項につき質問致します。貴社のご 見解を、下記本件連絡先宛、書面にて 2019 年 7 月 30 日 (火) 12 時 (正午) まで にご回答願います。

なお、本質問の事実、並びにこれに対する貴社のご回答の有無及び内容は、株主総会検査役に報告するほか、必要に応じて公表する予定であることを申し添えます。

草々

記

- 1. 本株主総会において、当社が第2号議案「取締役10名選任の件」として提案 する取締役候補者10名以外の取締役候補者を、貴社らが本株主総会において 提案する予定の有無
- 2. 上記 1.が「有」の場合、当該候補者の氏名、生年月日その他、会社法施行規則 第74条により株主総会参考書類に記載すべきとされる情報の概要
- 3. 本株主総会において上記 1.以外の動議を提出される予定又は可能性の有無
- 4. 上記 3.が「有」の場合、提出される予定又は可能性のある動議の内容及び提出の要件

以上

2019年7月29日

アスクル株式会社

代表取締役社長 岩田 彰一郎 様

プラス株式会社 代表取締役社長 今泉 公工

貴社の 2019 年 7 月 28 日付「株主総会に係る質問書」につき、下記のとおり回答いたします。

記

(ご質問1~4について)

第 56 回定時株主総会での議題・議案が招集通知記載のとおりであり、かつ、同定時株主総会が適法・適切に運営される限り、当社は動議を提出する予定はありません。

但し、以上は 2019 年 8 月 1 日に開催予定の貴社臨時取締役会の運営 や内容によっては、やむを得ず変更する可能性があることは申し添えま す。

以 上

2019年7月30日

アスクル株式会社 代表取締役社長 CEO 岩田 彰一郎 様

> ヤフー株式会社 代理人 弁護士 三浦 亮 加三弁 単加講 医高山

回答書

貴社の2019年7月28日付「株主総会に係る質問書」(以下「本質問書」といいます)に記載の質問事項につきまして、ヤフー株式会社(以下「当社」といいます)を代理して、以下のとおりご回答申し上げます。

記

当社は、貴社が2019年8月2日に開催予定の第56回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます)における議題・議案が同年7月17日付け招集通知記載のとおりであって、当社が同月24日に行使した本定時株主総会第2号議案に対する反対の議決権行使が、当社が行使したとおりに取り扱われ、本定時株主総会が適法かつ公正に運営される限りにおいて、本定時株主総会に動議を提出する意向はありません。

また、当社は、昨日公表したとおり、今後、貴社において、臨時株主総会などを通じて速やかに、貴社の企業価値の最大化に貢献し得る新たな独立社外取締役が十分な人数選任されるよう、最大限協力いたします。

なお、以上の回答は、本回答書に記載した前提条件が満たされる限りにおいてのものであり、前提条件に変更が生じた場合や、2019年8月1日に開催される予定の貴社取締役会(以下「本取締役会」といいます)の運営方法及び本取締役会における決議内容によっては、やむを得ず、変更せざるを得ない可能性があることを申し添えます。

当職はすでに本定時株主総会に係る株主総会検査役選任申請事件について当社を代理しておりますが、以後、本定時株主総会に関するご連絡は当職宛てになされるようお願いいたします。

【連絡先】

〒100-0004

千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエアイーストタワー3 階

三浦法律事務所

弁護士 三浦亮太

以上